

能登町告示第59号

能登町建設工事等競争入札参加資格者に係る資格再審査事務取扱要領を次のように定める。

平成21年12月1日

能登町長 持 木 一 茂

能登町建設工事等競争入札参加資格者に係る資格再審査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町が発注する建設工事等の一般競争入札並びに指名競争入札に係る入札参加資格の申請を受理された者（以下「有資格者」という。）で、再度の資格認定（以下「再認定」という。）が必要となった場合の申請手続について必要な事項を定めるものとする。

(再認定の申請者)

第2条 再認定の審査申請ができる者は次のとおりとする。

(1) 会社更生手続等により企業再建の途上にある有資格者で次に掲げる者（以下「再建途上者」と総称する。）

ア 裁判所から会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者

イ 裁判所から民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再正手続開始の決定を受けた者

(2) 会社法の規定に基づく合併・営業譲渡等により新たに設立された会社等で次に掲げる者（以下「合併者等」と総称する。）

ア 有資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（合併新設会社）又は有資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（合併存続会社）

イ 有資格者が他の建設業者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（譲渡業者）の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた有資格者（譲受業者）

なお、譲渡業者が有資格者である場合、営業の全部を譲渡する場合は、競争入札参加資格の取下げを行うものとし、営業の一部を譲渡する場合は、原則、譲受業者とともに再認定に係る申請を行うものとする。

(3) 平成13年国土交通省告示第848号で改正された平成6年建設省告示第1461号附則四の規定により国土交通大臣が設定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「グループ経審受審者」という。）

(再認定の申請手続)

第3条 前条に規定する者が再認定の申請をしようとするときは、様式第1号に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に申請するものとする。

(提出書類等)

第4条 再認定の申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（経営事項審査の審査基準日が、再申請をする理由となる事実発生時以降であるもの。）

イ 工事経歴書の写し

ウ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25号の11別紙二及び三に準ずるものをいう。）

エ 貸借対照表及び損益計算書

オ 再認定の申請をする理由となる事実の発生等を証する書類の写し

カ 再認定の申請をする理由となる事実の発生時以降に、有資格者の従前の申請事項に変更があった場合は、当該変更を証明する書類

キ 委任状（契約締結権等の委任先を設定する場合）

ク 納税証明書（国税及び県税並びに町税、申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの）

ケ その他町長が審査に必要な書類として指示する書類

2 前項の提出書類については、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、次のとおりとする。

ア 再建途上者については、裁判所の手続開始決定時

イ 合併者等については、合併又は営業譲渡時

ウ グループ経審受審者については、原則として、グループ経審を申請する日の直前の親会社の営業年度終了の日

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しについては、基準日以降の日を審査基準日とするものとする。

(3) 工事経歴書、貸借対照表、損益計算書については、前号における経営事項審査申請の際に添付書類としたものの写しを添付する。

(4) 再認定の申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

ア 再建途上者の場合は、手続開始決定書の写し

イ 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し

ウ グループ経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

(ヒアリングの実施)

第5条 再建途上者の場合、町長は必要に応じ、再認定の申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、第4条第1項第1号に掲げる書類とともに提出させるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 更正又は再生計画作成の方針（更正又は再生計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- (7) その他町長が必要と認める事項

（再認定における総合点数の算定方法等）

第6条 町長は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値と別途定める「能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領」に定める主観点数との合計値（以下「総合点数」という。）を算定するものとする。

ただし、主観点数の加算措置が受けられる者については、当該再認定の審査申請時点で、既に主観点数の加算措置を受けている者に限るものとする。

なお、町長が必要と認める時は、前条に規定するヒアリングの結果等を勘案して、当該総合点数から概ね20%の範囲内の点数を減じて算定することができるものとする。

（再認定に係る入札参加資格審査）

第7条 町長は、前条の規定により算定した総合点数を付して認定する。

2 前項の規定により認定を受けた者は、申請時において認定を受けていた資格について、取り消されたものとみなす。

（指名審査委員会）

第8条 第6条の規定による入札参加資格の再認定にあたっては、必要に応じ、指名審査委員会に諮るものとする。

（審査の結果通知等）

第9条 町長は、入札参加資格の再認定を行ったときは、直ちに様式第2号により申請者に必要な通知を行うものとする。

（資格の有効期限）

第10条 再認定の審査に基づき新たに認定された資格の有効期限は、更正手続の廃止若しくは再生手続の廃止の決定の日又は次回の定期入札参加資格の施行前日のいずれか早い時期までとする。

（再認定に係る条件）

第11条 町長は、再認定をするにあたって、次の場合に限り、条件を付することができるものとする。

(1) 更正又は再生計画の認可の決定前の者の特例

更正又は再生計画の認可の決定前の者が第9条の規定により通知を受けた場合は、更正又は再生手続に係る決定がある都度、決定通知書の写しを町長に提出するものとする。

(2) 銀行取引停止処分を受けている者の特例

町長は、銀行取引停止処分を受けている者の申請により再認定を行う場合は、再認定する資格について、指名を受けた際に町に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付することができるものとする。

(委託業務等)

第12条 この告示は、建設業者以外の有資格者について、準用することができるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定める様式、その他定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度指名審査委員会に諮り、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。